

平成30年2月20日に開催した第154回栃木県市町村職員共済組合組合会において、平成30年度の実業計画及び予算が議決されましたので、その概要についてお知らせします。

総括事項

平成30年度の実業計画及び予算編成にあたり、基礎となった数値です。

所属所数	市	14	組合員数	16,715人
	町	11	任意継続組合員数	197人
	一部事務組合等	16	被扶養者数	15,383人
	合計	41	平均標準報酬の月額	長期 383,260円 短期 385,520円

短期経理（短期給付事業）

短期給付財源率及び介護保険財源率を上げます。

短期経理は、組合員の掛金と地方公共団体の負担金を主な収入として、組合員とその被扶養者の皆様が医療機関等で受診されたときの医療費や出産費等の各種給付金を支払う「短期給付」や、高齢者医療制度・介護保険制度等への納付金及び支援金等の拠出などを行っています。

短期経理の財政状況については、平成29年度は2億8,023万円の当期損失金が見込まれ、平成29年度末の短期積立金は5億7,377万円となる見込みです。

平成30年度は、後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施等により、高齢者医療制度への支援金・納付金の負担が平成29年度に引き続き増加しており、短期積立金が大幅に減少することから、急激な負担の増加を抑えるため、短期給付財源率を1.80/1000引き上げ92.6/1000とします。

介護保険の財源については、平成29年度は34万円の当期損失金が見込まれ、平成29年度末の介護積立金は388万円となる見込みです。

平成30年度は、介護納付金の算定方法に総報酬割が段階的に導入されている影響により、介護納付金が増加し、介護積立金では賅うことができないため、介護保険財源率を0.56/1000引き上げ13.56/1000とします。

短期財源率及び介護財源率

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金・負担金の割合

● 短期財源率

(単位：%)

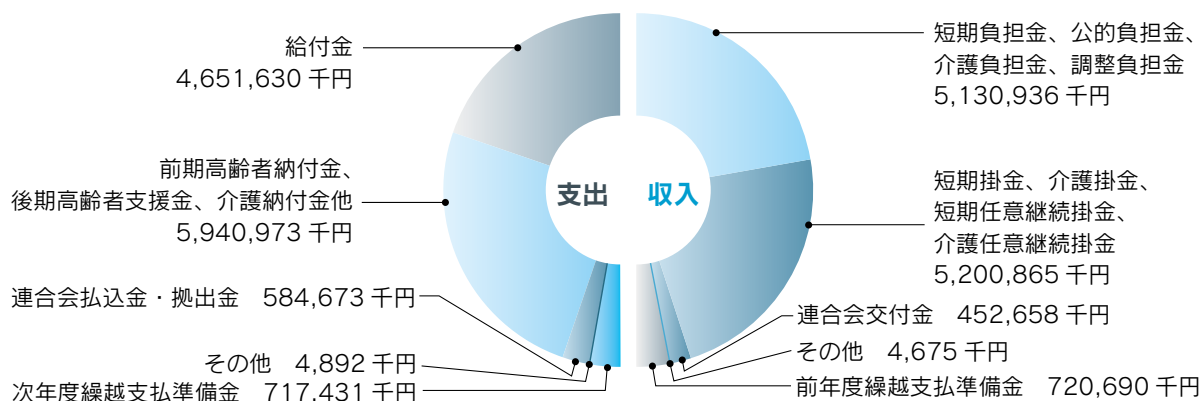
区分	掛金	負担金
一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	46.30	46.30
長期組合員 市町村長長期組合員	1.72	1.72
任意継続組合員	92.60	

● 介護財源率

(単位：%)

区分	掛金	負担金
組合員(40歳以上64歳未満)	6.78	6.78
任意継続組合員(40歳以上64歳未満)	13.56	

短期経理に係る資金計画



収入計 11,509,824 千円

当期損失金 389,775 千円

支出計 11,899,599 千円

差引次年度繰越利益剰余金 628,300 千円

厚生年金保険経理

9月に保険料率が上げられ、上限の183%に達します。

この経理は、組合員の皆様からの組合員保険料と、地方公共団体からの負担金を原資として、主に老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の給付に要する費用を賄っています。

これまで、公務員の厚生年金の保険料率は、毎年9月に上げられてきましたが、平成30年9月の上げにより、民間企業等が加入する厚生年金との保険料率が統一され、法律上の上限に到達します。

なお、70歳以上の方は、厚生年金の加入資格がありませんので、組合員保険料の徴収はありません。

● 厚生年金保険財源率

(単位：%)

区分	平成30年4月～8月		平成30年9月～平成31年3月	
	組合員保険料	負担金	組合員保険料	負担金
標準報酬月額及び標準期末手当等に係る率	89.93	89.93	91.5	91.5

退職等年金経理

掛金・負担金の率は据え置きます。

この経理は、組合員の皆様の掛金と地方公共団体の負担金を原資として、平成27年10月以降の期間に係る公務員版企業年金に相当する退職年金並びに平成27年10月以後に事由が発生した公務上の障害年金、遺族年金の給付に要する費用を賄っています。

退職等年金は、厚生年金とは異なり70歳以上の方も加入します。

● 退職等年金給付財源率

(単位：%)

標準報酬月額及び標準期末手当等に係る率	掛金	負担金
		7.5

※掛金等の率は、平成29年度と変更ありません。

経過的長期経理

この経理は、地方公共団体の負担金と平成27年9月以前の積立金を原資として、旧3階部分の退職共済年金(経過的職域加算額)及び平成27年10月に決定した公務上の障害・遺族年金給付に要する費用を賄っています。

負担金と積立金を原資としていることから、組合員の皆様の負担はありません。

● 経過的長期給付負担金率 (単位：%)

標準報酬月額及び標準期末手当等に係る率	負担金
	0.1035

退職等年金預託金管理経理

この経理は、平成30年度から新設される経理で、全国市町村職員共済組合連合会が管理する退職等年金経理の余裕金から預託を受け、貸付経理へ資金の貸付けを行う経理です。

なお、現時点では連合会の退職等年金経理に十分な資金がないことから、経過的長期預託金管理経理と併用して貸付経理へ資金の貸付けを行います。

経過的長期預託金管理経理

この経理は、全国市町村職員共済組合連合会が管理する経過的長期給付組合積立金の一部を受けて、縁故地方債の引き受けを行う経理です。

なお、貸付経理の貸付事業の資金の貸付けは、退職等年金預託金管理経理で行うこととなりましたが、当該経理に十分な資金がないことから、貸付経理へ貸付事業の資金の貸付けも併用して行います。

業務経理

この経理は、当組合の業務運営に必要な人件費や事務費等を賄うもので、地方公共団体の負担金として、組合員1人当たり年額12,260円と全国市町村職員共済組合連合会からの交付金により賄っています。

支出については、引き続き当組合が所有する栃木会館の解体に係る負担金や、マイナンバー関連システムの運用に係る委託費などを見込んでおります。

その結果、収入については約3億0,041万円、支出については約3億3,441万円となり、約3,400万円の当期損失金を見込みました。

当組合では、引き続き、職員に対する情報セキュリティ対策に関する研修を実施し、個人情報保護に対する意識の向上を図ります。また、効率的に業務を執行するよう心がけ、無駄のない適正な経費の支出に努めてまいります。

保健経理（保健事業）

この経理は、組合員及び被扶養者の皆様の疾病予防を目的とした人間ドック、がん検診等への助成、生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査及び特定保健指導、皆様の保健保養を目的とした宿泊施設利用助成などを行っております。

平成30年度の保健事業については、第1期データヘルス計画の評価・分析を行った結果、疾病予防対策、重症化予防等に必要の事業として引き続き継続して事業を実施していくこととなりました。

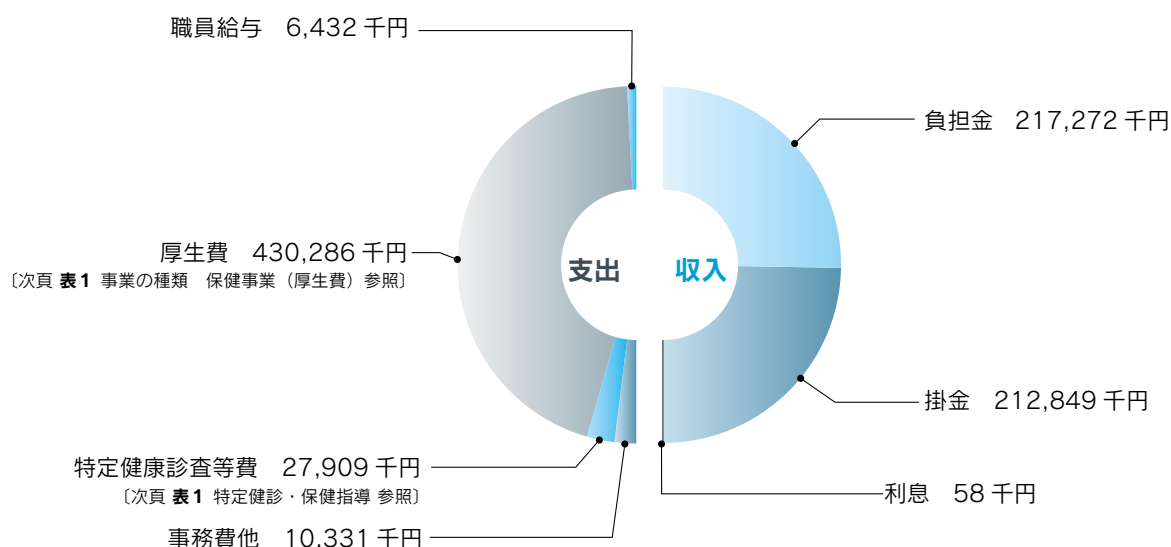
なお、平成30年度の保健経理に係る資金計画においては、約4,478万円の損失が見込まれますが、積立金を取り崩してこれに当てることとし、保健財源率については、単年度収支及び繰越利益剰余金の状況を考慮し据え置くこととします。

● 保健財源率

(単位：%)

	掛金	負担金
標準報酬月額及び標準期末手当等に係る率	2.12	2.12

保健経理に係る資金計画



収入計 430,179千円

支出計 474,958千円

当期損失金 44,779千円

差引次年度繰越剰余金 430,545千円

●表1 事業の種類

(単位：千円)

項目		予算額	概要
保健関係事業(厚生費)	人間ドック	295,220	30歳以上の組合員と35歳以上の任意継続組合員及び被扶養配偶者が対象 助成金額 日帰りドック、脳ドック(日帰り) …26,000円 宿泊ドック、脳ドック(宿泊) ……36,000円 受診年度60歳の組合員については、40,000円を限度として助成
	がん検診	33,115	健康診断に併せて検診を行った場合に、次の金額を限度として助成 組合員対象 胃がん検診 ……4,000円 大腸がん検診 ……1,700円 肺がん検診 ……660円 35歳以降、5歳間隔の年齢の組合員対象 肝炎ウイルス検査 …1,900円 50歳以上の男性組合員対象 前立腺がん検診 ……2,000円
	婦人科検診	16,974	健康診断に併せて検診を行った場合に、次の金額を限度として助成 女性組合員対象 子宮頸がん検診 ……4,500円 乳がん検診(視触診+超音波) ……2,800円 40歳以上の女性組合員対象 乳がん検診(超音波+X線撮影) …4,800円
	PET検査助成	9,300	30歳以上の組合員と35歳以上の任意継続組合員及び被扶養配偶者が対象 PET(陽電子放射断層撮影)検査を受診した場合に、62,000円を助成
	歯科検診	4,050	出向型と来院型の歯科健康診断費用の全額を助成
	インフルエンザ助成	11,800	組合員及び被扶養者が対象 インフルエンザ予防接種時の自己負担が1,000円以上の場合に、1回につき1,000円を2回まで助成
	救急薬品等配付	36,604	組合員及び任意継続組合員に、救急薬品等を選択制により配付
	電話健康相談	1,000	組合員、被扶養者及び同居の家族を対象に、病気やケガ、育児、メンタル等専門家による健康医療相談を実施
	禁煙サポート助成	200	組合員及び被扶養者が対象 医療機関にて保険適用の禁煙外来を受診し、自己負担が10,000円以上の場合に、10,000円を1回のみ助成
	保養関係	宿泊施設利用助成	17,850
図書・広報関係	保健関係図書	1,856	組合員又は被扶養者が出産したときから1年間(12回)育児指導誌を配布
	医療費通知	432	組合員及び被扶養者を対象に、医療費について通知
	後発医薬品差額通知	108	組合員及び被扶養者を対象に、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の差額について通知
	受診勧奨通知(重症化予防)	108	組合員及び被扶養者を対象に、検査値(血圧・血糖・脂質)が受診勧奨値を超えており、医療機関を未受診の場合に通知
講座関係	健康セミナー	864	組合員及び被扶養者等が対象 健康セミナーの開催
	ライフプランセミナー	108	組合員及び被扶養者等が対象 ライフプランセミナーの開催
	健康料理教室	540	組合員及び被扶養者等が対象 健康料理教室の開催
疾病分析関係等	レセプトデータ費用他	157	レセプトデータ費用他
計		430,286	
特定健診・保健指導	特定健康診査	16,010	特定健康診査費用の全額を助成
	特定保健指導	11,899	特定保健指導費用の全額を助成
計		27,909	

貯金経理(共済貯金事業)

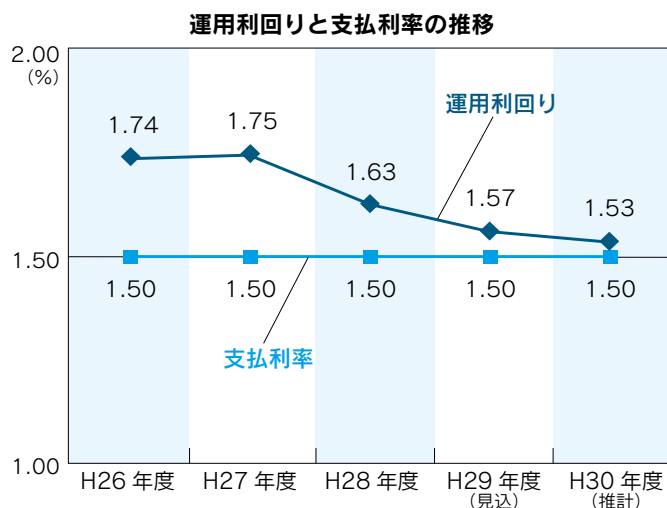
● 支払利率の年利1.5%は据え置きます。運用利回りの低下により年利1.5%の維持は厳しい状況。

この経理は、共済組合が貯金加入者からお預かりした資金を、国債・地方債・社債・諸債券(政保債・財投債)などの債券で運用し、運用益の還元をすることによって、組合員の福祉の増進を図ることを目的としています。

平成30年度の支払利率は前年度に引き続き年利1.5%としますが、低金利の影響により運用利回りが年々低下していることから、年利1.5%の支払利率の維持が厳しい状況です。

なお、貯金総額においては年々増加傾向にあり、平成30年度は471億1,100万円を見込んでおります。

資金運用につきましては、引き続き金融情勢の動向に注視し、安全な運用に努め、将来にわたり持続可能な管理を行います。



貸付経理（貸付事業）

この経理は、組合員の臨時の支出に対する資金の貸付を行っており、組合員の皆様の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としています。

貸付の種類は、普通貸付、住宅貸付、在宅介護対応住宅貸付、災害貸付、特別貸付（医療・入学・修学・結婚・葬祭）等があり、申込書類等の提出期限は毎月5日（共済組合必着）で、その月の金融機関末営業日の前日（土日祝日を除く）に貸付金を送金しています。

住宅貸付は抵当権設定の必要がなく、また入学貸付は希望により入学金等の納付期限に合わせた貸付も行っていますので、ぜひご利用ください。

なお、貸付利率については、平成30年1月1日から次のとおりとなっております。

貸付の種類	普通・住宅・特別貸付	在宅介護対応住宅貸付	災害貸付
貸付利率	年 1.26%	年 1.00%	年 0.93%

物資経理（物資事業）

この事業は、組合員とご家族が必要とする生活必需物資を供給することを目的としており、共済組合が契約した指定店を利用することで購入代金の立替えや料金の割引を受けられるほか、団体保険である遺族付加年金“きずな”に加入いただくことで病気やけがに備えることができます。

なお、物資立替金利率については平成30年1月1日より右表のとおりとなっております。

立替の種類	自動車物資	一般物資
物資立替金利率	年 1.0%	無利子

また、遺族付加年金“きずな”については、継続可能年齢の延長やコースの新設により制度の充実を図りますので、詳細については更新時に配付いたしますパンフレットをご覧ください。